

意見書

平成 24 年 7 月 6 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 163-8019
(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにししんじゅく
住 所 東京都新宿区西新宿三丁目 19 番 2 号
(ふりがな) ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ
氏 名 東日本電信電話株式会社
やまむら まさゆき
代表取締役社長 山村 雅之

「接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）の運用に関するガイドライン」
改正案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）の運用に関するガイドライン」改正案に関する当社意見

（当社意見）

今回のガイドライン改正案において、スタックテストの検証区分にフレッツ光ライトが追加されていますが、そもそも、スタックテストによる検証対象として掲げられているFTTH等のブロードバンドサービスについては、既に熾烈な設備ベースの競争が繰り広げられており、NTT東西も、競合事業者に対抗しうるユーザ料金を設定せざるを得ず、ユーザ料金は市場で決定されている状況にあります。

こうした中、仮にスタックテストを満たさないことを理由に現実のコスト以下での接続料の設定が強制されるとすれば、NTT東西に接続事業者の事業に係る投資リスクを負わせることとなる一方、接続事業者は自らの事業に係るリスクを負わずに済むこととなり、競争中立的でないばかりか、健全な設備競争の芽を摘むことになると考えます。

したがって、FTTH等のブロードバンドサービスについては、全てスタックテストの検証対象から除外すべきであると考えます。

上記に加え、フレッツ光ライトについては、フレッツ光ネクストと設備構成やサービスの機能が同等であり、料金プランの多様化に過ぎないことから、現行ガイドラインに示されている「検証区分は、サービスの代替性やサービスを提供する際に利用する機能の差異を考慮して設定する」という考え方に照らし合わせても、スタックテストの検証区分として追加すべきでないと考えます。

さらに、現在スタックテストの対象となっている検証区分に対応する主要な接続料のうち、Bフレッツ、フレッツADSL、フレッツISDNに対応する「ルーティング伝送機能」、フレッツ光ネクスト、フレッツ光ライトに対応する「収容局接続機能」、ビジネスイーサワイドに対応する「イーサネットフレーム伝送機能」については、接続料を設定してきたものの、接続事業者による利用実績は皆無であり、これら接続料を検証する意義は乏しいことから、少なくとも、これらサービスについては、スタックテストの検証対象から除外すべきであると考えます。

また、ひかり電話の場合、その原価には、NTT東西の接続料に加え、接続事業者に支払う接続料も含まれているところですが、競合事業者との熾烈な競争が続く中、市場で決定されるユーザ料金が、仮にそれら接続料の合計額を下回る場合に、NTT東西の接続料だけでなく、接続事業者の接続料も是正対象としなければ、スタックテストを行う意義は乏しいものと考えます。したがって、NTT東西の接続料だけでなく、接続事業者の接続料をも是正対象に含めるか、或いは、接続事業者の接続料を是正対象に含めることができないのであれば、ひかり電話については、スタックテストの検証対象から除外すべきであると考えます。